

「県職員向け課題解決型 D X 研修」
企画運営業務企画提案実施要領

令和 7 年 6 月

山 梨 県

目 次

1. 企画提案を求める業務の概要.....	3
1.1 提案を求める理由.....	3
1.2 名称	3
1.3 委託内容	3
1.4 予算上限額	3
2. 企画提案の参加資格.....	3
3. 企画提案実施要領等の交付.....	4
4. 企画提案参加資格確認申請書の提出.....	4
5. 企画提案参加資格審査結果の通知.....	5
6. スケジュール	5
6.1 企画提案説明会.....	5
6.2 質問の受付	5
6.3 企画書及び企画提案書の提出.....	5
6.4 企画提案のプレゼンテーション.....	6
7. 審査及び委託業者の決定に関する事項.....	7
7.1 委託業者の選定方式.....	7
7.2 審査委員会	7
7.3 審査基準	7
7.4 審査及び採用者の決定に関する事項.....	7
8. 委託契約	7
9. 企画提案の無効	8
10. その他	8

1. 企画提案を求める業務の概要

1.1 提案を求める理由

県庁内のデジタルトランスフォーメーションを促進していくためには、デジタル技術やデータ利活用を前提に、利用者目線に立ったサービスの提供や業務の効率化を図っていくことが重要であり、そのためにはD Xに関する基礎知識や各データ利活用ツール等といった業務の上で実際にデジタルを扱うために必要な技術及び業務改善等を行うためのスキルを習得が必要である。

このことから、業務上必要となるスキル及び技術の習得を目的とした若手職員及び中堅職員向け課題解決型D X研修、管理職を対象としたD X基礎及び組織運営で必要な知識等の習得を目的とする管理職向け行政D X研修について企画提案を求めるものである。

1.2 名称

「県職員向け課題解決型D X研修」企画運営業務

1.3 委託内容

別紙「「県職員向け課題解決型D X研修」企画運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

1.4 予算上限額

本業務に係る経費としての想定額 5, 3 9 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2. 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、提案参加確認申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

（1）提案参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ この公告の日から審査結果の通知日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受け

ている日が含まれている者でないこと。

オ 法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税を滞納していない者であること。

カ 過去3年間、同様の研修の企画運営業務を受託した実績を有する者であること。

3. 企画提案実施要領等の交付

(1) 企画提案実施要領等の交付期間

公告日から令和7年6月20日（金）まで

ただし、上記期間の「山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）」に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

- 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館4階
山梨県新価値・地域創造推進局DX課

電話番号（直通）：（055）223-1720

- 県HP

<https://www.pref.yamanashi.jp/jouho/index.html>

(3) 事前連絡

県庁での企画提案実施要領等の交付を希望する者は、事前に山梨県DX課へ連絡すること。

(4) 企画提案実施要領等の取り扱い

企画提案実施要領等は本企画提案にのみに使用し、その他の事項には使用しないこと。

4. 企画提案参加資格確認申請書の提出

(1) 申請書

申請書に次のものを添付すること。

- ア 会社概要等整理表（別紙様式第2号）

既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

- イ 過去3年間の同種又は類似業務の実績（別紙様式第3号）

- ウ 誓約書（別紙様式第4号）

(2) 提出期限

公告の日から令和7年6月23日（月）午後5時まで

なお、「山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）」に定める県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所

〒400-8501山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県北別館4階
山梨県新価値・地域創造推進局DX課
電話番号(直通) (055) 223-1720

(4) 提出方法

申請書の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。

5. 企画提案参加資格審査結果の通知

(1) 通知方法

企画提案参加資格確認の結果は令和7年6月26日(木)までに通知する。なお、企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和7年7月9日(水)までに知事宛の書面(様式自由)を4の提出場所に郵送又は持参すること。理由は書面にて回答する。

6. スケジュール

6.1 企画提案説明会

実施しない。

6.2 質問の受付

(1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票(別紙様式第5号)に記載の上、電子メールにて次の宛先に送付すること。なお、電話による質問は受け付けない。

山梨県新価値・地域創造推進局DX課

E-Mail: jouho@pref.yamanashi.lg.jp

件名: 「「県職員向け課題解決型DX研修」企画運営業務に関する質問」

(2) 受付期間

公告の日から令和7年6月23日(月)正午まで(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は随時行うものとし、令和7年6月26日(木)午後5時までに全ての質問に対し電子メールにて回答する。

6.3 企画書及び企画提案書の提出

別添「「県職員向け課題解決型DX研修」企画運営業務委託企画書作成要領」に示す企画書に企画提案書(様式第6号)を付して提出すること。

(1) 提出部数および提出方法

企画書及び企画提案書は書面で、正本1部(副本8部(いずれも散逸しないよう1部ずつ綴ること)および電子媒体としてCD-Rに格納し提出すること。

なお、副本の各ページ(文面等)に提案事業者名が記載されている場合は、その名称が判読できないよう「弊社」「当社」等の文字で置き換えること。同様に表紙の提案事業者名は「●●●●」等の文字で置き換えること。(いずれも先入観を除いて評価するための措置。)

提出は、持参又は郵送・宅配便とするが、期限までに必着とすること。

(2) 提出期限

令和7年7月7日(月) 午後5時まで(必着)

期限に遅れた場合は、原則として受理しない。

(3) 提出先

〒400-8501山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県北別館4階
山梨県新価値・地域創造推進局DX課
電話番号(直通) (055) 223-1720

6.4 企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

なお企画提案者が多数の場合は、提出された企画書による書面審査(事前審査)を実施し、その内の上位4者を対象にプレゼンテーションを実施するものとする。書面審査実施する場合には、日程等の詳細を企画提案者に別途通知する。

(1) 実施日

令和7年7月16日(水)に実施する予定だが、企画提案者数が多い場合には、別途調整する可能性がある。

(2) 会場

山梨県庁内を予定しているが、別途連絡する。

(3) プレゼンテーションの時間

1社30分(提案書説明20分、質疑応答10分)を予定

(4) その他

ア 提案説明は、企画業務の主たる担当者が行うこと。

イ 会場には県側でプロジェクタ及びスクリーンを用意する。ただし、Wi-Fi環境が必要な場合には各自準備すること。

ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

エ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別に提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

7. 審査及び委託業者の決定に関する事項

7.1 委託業者の選定方式

委託業者については、一般公募により幅広く企画提案を募る公募型プロポーザル方式により選定する。

7.2 審査委員会

審査は、企画書及び企画提案のプレゼンテーションについて、「「県職員向け課題解決型DX研修」企画運營業務に関する企画提案審査会」において行う。

7.3 審査基準

審査の基準は、「「県職員向け課題解決型DX研修」企画運營業務委託評価基準」による。

7.4 審査及び採用者の決定に関する事項

(1) 審査手順

審査は、以下の手順により行うこととする。

ア 提案審査

審査会は、企画書の内容及び提案者からのプレゼンテーションを実施して審査する。

イ 優先交渉権者の選定

審査会は、審査項目ごとの評価を行い採点結果の合計が最も高い企画案を提案した業者を選定する。

ただし、総得点が1位であっても、得点が著しく低い評価項目がある場合は、本業務委託の優先交渉権者として選定しないことがある。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書の提出のあった全ての提案者に対して7月上旬頃に郵送により通知する。

8. 委託契約

県は、審査会の選定結果をもとに決定した優先交渉権者を委託契約候補者とし、業務実施方法等を調整のうえ、見積書徴収し、提案された内容をもとに予定価格の範囲内で、随意契約により委託契約を締結する。

なお、委託契約候補者との協議が整わず契約締結が見込めないとき又は委託契約候補者が契約締結までの間に2. の企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約締結に向けた協議を行う。

9. 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- ア 企画提案に参加する資格のない者
- イ 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者
- ウ 2件以上の企画提案をした者

10. その他

(1) 提案参加資格の喪失

業者選定日から委託契約の締結までに、実施要領において提示された提案参加資格の一部または全部を喪失した場合には、県は、委託契約を締結しないことができる。

(2) 企画書の提出辞退

参加表明後に企画書の提出を辞退する場合は、「企画提案不参加表明書（別紙様式第7号）」によるものとし、6. 3の提出期限までに提出すること。

なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

(3) 提案のための費用負担

提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出書類等の扱い

提出された書類等は返却しない。また、その書類等は、企画提案書等の提出者の選定及び業務委託予定者の特定以外には、提出者に無断で使用しない。

(5) 秘密の厳守

本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 担当者の変更

企画書に記載した予定担当者を、受託後の業務遂行中に変更する場合には、事前に県に届け出るものとする。ただし、その場合には、従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証を添付すること。

(7) 企画提案選定の中止等

提出された企画提案書が全て選定するに至らない場合、若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、企画提案選定の中止又はその他の方法によることがある。

【別紙様式第 1 号】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

提案参加資格確認申請書

次の提案に参加する資格について、確認されたく関係書類を添えて申請します。

- 1 公 告 日 令和 7 年 6 月 3 日
- 2 提案に付する事業名 「県職員向け課題解決型 D X 研修」企画運営業務
- 3 添 付 書 類 会社概要等整理表（様式 2 号）
会社概要紹介パンフレット類（可能な場合のみ）
過去 3 年間の同種又は類似業務の実績（様式 3 号）
誓約書（様式 4 号）

会社概要等整理表

企 画 提 案 者	会社（団体）名	連 絡 担 当 者	所 属
	所 在 地		役職・氏名
			電話番号（内線）
			E-mail
	ホームページアドレス		

<会社（団体）の概要>

設 立 年 月		資本金（億円）	
売上金（億円）		従業員数（人）	
支社（支店）		関 連 会 社	
☐ 法人税、法人事業税、消費税、全ての都道府県税について滞納はありません。 ※契約の際に根拠となる資料の提示をお願いする場合があります。			

※ 会社概要など参考となる資料がありましたら添付してください。

<外部協力事業者>

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
協力内容	
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
協力内容	
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
協力内容	

※ この表は該当がある場合についてのみ記載してください。

過去 3 年間の同種又は類似業務の実績

会社名 _____

事業名	発注者 商号又は名称 住所 電話番号	業務の概要	契約金額（千円） 履行期間（年月日～ 年月日）

※行数等は適宜調整すること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1 の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 _____

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 _____

山梨県DX課 宛
E-Mail : jouho@pref.yamanashi.lg.jp
送付日： 令和 年 月 日

質 問 票

会 社 名		住 所	
所属部署名		T E L	
質問者氏名		E-Mail	

※質問の受付期限は、令和 7 年 6 月 2 3 日（月）正午までとする。

※質問内容及び回答については、電子メールで回答する。

企 画 提 案 書

令和7年6月3日付けで公告のあった「県職員向け課題解決型DX研修」企画運営業務について、別添のとおり企画書を提出します。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

提出者 住 所

会社名

代表者

印

電 話

E-mail

担当者名

企 画 提 案 不 参 加 表 明 書

令和7年6月3日付けで公告のあった「県職員向け課題解決型DX研修」企画運営業務について、令和 年 月 日に提案参加資格確認申請書を提出しましたが、企画書の提出を辞退します。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

提出者 住 所

会社名

代表者

印

電 話

E-mail

担当者名